

機械室レスエレベーター保守点検業務仕様書

定期的に巡回し、点検、給油、調整を行い、且つ自主的な判断により必要と認めた場合は下記の機器並びに付属部品の修理又は取替を行う。

1. 点 検 エレベーターの各部機構の全般的な点検、給油、調整、調査を月 1 回、定期的に行う。
2. 検 査 建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、国土交通省令の定める資格を有するもの等が年 1 回、定期的に検査を行う。
3. 修理、取替
 - (1) 電動巻上機関係（巻線、メタル、刷子、ベアリング、各シーブ・ホイール、オイルシール）
 - (2) ディスクブレーキ（ブレーキディスク、電磁クランパー、ベアリング、ディスクパット）
 - (3) パルスジェネレーター（電源装置）
 - (4) 調速機関係（シャフト、ベアリング、プーリー、スイッチ、ピン、テンションウェート）
 - (5) 受電盤、制御盤（計器類、リレー、抵抗、ヒューズ、移相器、インバーターユニット、シーケンサーユニット）
 - (6) ワイヤロープ関係（主ワイヤロープ、ガバナーロープ）
 - (7) かご関係（運転操作ボタン、各スイッチ類、戸開閉装置、ドアハンガー、シュー、ガイドシュー、非常止め、ロック外し装置、証明、ランディングスイッチ）
 - (8) 昇降路関係（つり合いおもり、各スイッチ類、緩衝器、主レール）
 - (9) 乗り場関係（戸レール、ハンガー、シュー、ドアロックスイッチ、押釦、表示灯）
 - (10) 配線関係（一般配管配線、制御用ケーブル、フロアマイコン基板、ジャック）
 - (11) その他（インターホン、換気扇、保守に必要な油脂、ウエス類）
3. 除外項目
 - (1) 夜間、休日及び土曜日の作業
 - (2) 遠隔地の場合の出張費用
 - (3) 塗装メッキ直し、かご床ゴムタイル、敷居、意匠部品の取替及び清掃
 - (4) 故意及び不注意による破損の修理
 - (5) 災害による故障及び破損等の修理
4. 契約期間 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

以 上